

(別紙1)

## 平成30年度複合的な媒体を活用した「手ぶら観光」情報の

### 発信業務委託業者選定募集要項

表題について、下記のとおり実施する。

この事業は  
「宿泊税」を  
活用した事業です

記

#### 1 本業務の最終目的

京都市では、混雑緩和対策の一環として、大きな荷物を引き下げた状態で観光を行うのではなく、手ぶら等の身軽な状態で観光することを推奨している。

本事業は、京都市が旅行者に対して「手ぶら観光(\*)」を強く推奨していること、何よりも「手ぶら観光」の便利さ等を様々な手法で周知し普及することを目的とするものである。

(\*) 「手ぶら観光」とは、旅行者等の荷物を配送施設に預ける、または宿泊施設等に配送依頼することで、身軽な状態で本市観光を楽しむことを表します

#### 2 募集趣旨

制作委託業者には、市政情報を十分理解し、効果的に伝達する企画・表現・制作力を持つことが求められる。また、PRのノウハウやネットワークなど、効果的かつ効果的に周知する能力が求められる。したがって、価格以外の要素における評価によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札による業者選定は適していない。そこで、企画・制作力等を審査するプロポーザル方式により事業者を募集・選定する。

#### 3 参加事業者の資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者。

ア 参加申込み日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人，法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が，本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。
- ウ 代表者，役員，又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け，同委員会から告発され，又は逮捕され，若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

(2) 前号に該当せず，かつ，次のアからキに掲げる条件を満たす者。

- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し，3年を経過しない者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 引き続き2年以上，当該営業を営んでいること。
- エ 国税及び地方税の未納がないこと。
- オ 法令の規定により，当該営業について，免許，許可又は登録等が必要な場合は，当該免許，許可又は登録等を受けていること。
- カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- キ 3（1）イ，ウ，エに掲げる条件を満たすこと。

#### 4 委託期間，委託金額の上限，委託業務の内容等

仕様書（別紙3）で定める。

#### 5 参加事業者の提出物

参加事業者は（1）から（3）または（4）を提出（紙媒体）することとする。

- (1) 参加申込書・・・1部  
様式（別紙2）に記入すること。
- (2) 企画書・・・6部  
企画内容及び制作実績等について簡潔に記載すること。様式・ページ数は任意。但し、1事業者につき1案のみ提出とし、次のアからキの記載は必須とする。
- ア 制作する動画・コンテンツの企画案とその狙い
  - イ 動画の予定制作本数、動画以外の周知コンテンツの内容（雑誌等への掲載であれば雑誌等の内容）
  - ウ 動画再生回数の目標値とその目標回数を達成するため具体的施策
  - エ 乗換え案内コンテンツの概要
  - オ 各コンテンツを連携させた効果的な周知方法
  - カ 制作・管理運営体制
  - キ 全体スケジュール（仕様書に定める履行期間を想定し作成すること）
- (3) 見積書・・・1部  
企画の履行において生じるすべての作業経費を記載するものとする。様式は任意。但し、消費税込みの見積総額を記載すること。
- (4) 参加資格条件に係るもの・・・各1部（3（2）に該当する場合）
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（コピー不可）
  - ・印鑑証明書（コピー不可）
  - ・納税証明書（国税及び地方税）（コピー不可）
  - ・誓約書（別紙4）
- いずれも申請日前3箇月以内に発行のもの。

## 6 提出物の締切等

- (1) 締切  
平成30年7月31日（火）午後5時 必着
- (2) 提出・問合せ先  
京都市産業観光局観光MICE推進室（担当：柴田）  
〒604-8005  
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地  
京都朝日会館3階

TEL : 075-746-2255

FAX : 075-213-2021

メール : shqbb399@city.kyoto.lg.jp

## 7 審査方法

### (1) 審査体制

観光MICE推進室長，交通局営業推進室営業推進課長，京都市観光協会国際誘客担当部長，観光おもてなし課長，観光MICE推進室調整係長 計5名の審査委員により審査を行う。

### (2) 審査期間

平成30年8月1日～8月15日頃（期間を延長する場合有）

また，期間中，必要に応じて受託希望者に対しヒアリングを行う。

### (3) 審査・採点方法，採点基準

#### ア 企画書（計100点満点）

- ・発信力と情報拡散の戦略性
- ・「クオリティ」「インパクト」「戦略性のあるスケジュール」「各媒体の連携」「メッセージ性」「分かりやすさ」等

#### イ 管理運営体制（計20点満点）

- 「これまでの実績」「厳しいスケジュールでも対応できる体制」「柔軟に制作できる体制」等

※審査委員5名が個別に採点したうえで，審査委員で協議した結果を各事業者の得点とする。

#### ウ 見積価格（参加事業者数の2倍が満点）

参加事業者数の2倍を満点として最も評価の高い事業者に，以下満点から1点ずつ減じた点数を2番目以降の事業者に順に与える。なお，同点の場合は，市内中小企業に該当する者を上位とする。

### (4) 委託事業者の決定

(3) ア～ウの採点を合計して各事業者の得点とし，得点の高い順に事業者の順位を決定する。最も順位が高く，かつ(3)アの採点が50点以上である事業者を，委託事業者として選定する。

## 8 その他

### (1) 提案に当たっての留意事項

参加事業者は次のアからカに留意し参加すること。

- ア 確実に制作可能な内容を提案すること。
- イ 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提案時提出物は、提出者に返却しない。
- エ 提案時提出物について、本市は提出者に無断で使用しない。
- オ 本募集において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。
- カ その他、募集要項及び仕様書の内容に疑義がある場合は、京都市観光MICE担当に問い合わせること。

### (2) 審査結果の通知、審査内容の開示

審査結果は、参加した各事業者に通知する。また、審査内容は次のアからエのみ開示する。

- ア 参加事業者数
- イ 当該事業者の順位及び合計得点
- ウ 選定事業者の事業者名、合計得点
- エ その他の参加事業者名

### (3) 審査結果の公表

選定後は選定業者名及び評価合計点等をホームページで公表する。